

第1章 総則

(目的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、脱退又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、全国印刷製本包装機械厚生年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都中央区新川2丁目5番6号

(設立事業所の範囲)

第4条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）となることができる厚生年金保険の適用事業所の範囲は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の適用事業所とする。

(1) 印刷機械、製版機械、製本機械、紙工機械、包装機械、及びそれぞれの周辺機器の製造・修理・販売を主たる業とする事業所

(2) 前号に規定する事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事務所

(3) 全国印刷製本包装機械厚生年金基金の事務所

(4) 印刷製本包装機械健康保険組合の事務所

(設立事業所の名称及び所在地)

第5条 この基金の設立事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2・厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。